

こどもインフルエンザ 予防接種をご希望の方に



予防接種を受ける前に

■一般的注意

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

インフォームドコンセント(説明と同意)

医師の十分な説明に基づく患者の同意をインフォームドコンセント(説明と同意)といいます。

こどもインフルエンザの予防接種は、保護者の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセントがない場合には、接種する医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるお子さんの健康状態をよく把握している保護者が責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

■予防接種を受ける事ができない人

- ①明らかに発熱のある人(一般的に37.5℃以上の場合を指します)
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーを起したことがあることが明らかな人
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

■予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、じん臓病、肝臓病や血液の病気、その他慢性の病気などの人
- ②発育が遅く、医師、保健師の指導を受けている人
- ③かぜなどのひきはじめと思われる人
- ④前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを疑う異常がみられた人
- ⑤今までにけいれんを起したことがある人
- ⑥今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人、または、同様の指摘をされた近親者がいる人
- ⑦今までにぜん息と診断されたことがある人
- ⑧インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある人
- ⑨妊娠の可能性のある人

裏面もお読みください

■他の予防接種との間隔について

インフルエンザワクチンを接種してから次のワクチンを接種する接種間隔の制限はありません。
なお、新型コロナワクチンは接種の前後2週間は他の予防接種は受けられないことになっていますが、インフルエンザワクチンに限り、接種間隔の制限はなくなりました。そのため、インフルエンザワクチンと新型コロナワクチンを同時に接種することは可能になっています。

■予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は通常の生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどが見られることもあります。通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

その他

■予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、保護者が接種を希望しない場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患した事による重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

■副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

■予防接種による健康被害救済制度について

- ①任意のインフルエンザ予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。
- ②健康被害の程度に応じて、医療費および医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分がありますが、予防接種法と比べて救済の対象、金額等が異なります。
薬学的判断について国の審議会で判断され、救済の対象となった場合に、上記の保障を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師へご相談ください。